

REPORT 2026

香川県信用保証協会

CONTENTS

ごあいさつ …… 1
プロフィール …… 2
信用保証のしくみ …… 3
信用保証の内容 …… 4
主な保証制度のご案内 …… 6
2025年度のとりくみ …… 16
2025年度事業報告 …… 18
2025年度経営計画の評価(要約) …… 24
第7次中期事業計画(2024年度～2026年度)(要約) …… 27
2026年度経営計画(要約) …… 28
コンプライアンス …… 30
個人情報保護 …… 31
役員・組織図 …… 32

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな"若葉"と"実"をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。
また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を"実"で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ



香川県信用保証協会
会長
西原　義一

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2026」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

私たちの使命は、地域経済発展のため、信用保証や経営支援を通じて中小企業者の方々の発展に貢献することです。2025年度末で県内対象事業者数の約４割の皆様にご利用いただいておりますが、2020年からのいわゆるゼロゼロ融資や、それに続く伴走支援型特別保証・コロナ借換保証について、返済が開始される方や、返済が本格化する方が多くおられます。

当協会では、2024年度から2026年度までの中期事業計画を「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」期間と位置づけ、2025年度はこの方針により金融機関や関係機関と密に連携して、個々の中小企業者に応じた適切な金融支援や経営支援に取り組んでまいりました。

現在、コロナ禍からの正常化が進み、本県経済は緩やかに持ち直しつつあり、資金繰りもコロナ前の水準まで回復しております。一方で、トランプ関税措置の発動や中東情勢の緊迫化に伴う原油価格･物価の高騰、人手不足や人件費上昇圧力の継続に加え、「金利のある時代」の再来などにより、中小企業者・小規模事業者にとって厳しい経営環境が続いています。

こうした事業環境の変化の中、日本経済を支える中小企業者の成長加速化が課題となっており、成長投資に向けた新たな資金繰り支援の検討も進められています。これに伴い、金融機関だけでなく信用保証協会の役割も一層重要性を増しています。当協会としては、こうした期待に応えながら地域経済を将来にわたって支えていくため、中小企業者の事業ステージに応じた資金需要への対応はもとより、事業継承や新規創業などの支援にも取り組んでまいります。あわせて、金融機関や各種中小企業支援機関への橋渡し役としての機能を発揮しながら、中小企業者・小規模事業者の皆様をサポートしてまいりたいと考えております。

今後とも「信頼され、顔が見える協会」として皆様のお役に立てるよう、金融機関や各支援機関との連携を強化しながら、役職員一丸となって業務に取り組んでまいります。引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

プロフィール

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

1. 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
2. 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
3. からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

プロフィール （2026年３月31日現在）

名　　称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年９月21日
業務開始年月日	1949年10月１日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年８月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月１日 法律第264号）
基本財産	172 億円
保証先企業数	11,690企業
保証債務残高	251,023百万円
事　　業　　所	香川県高松市福岡町二丁目2番2-101号（香川県産業会館内）
役職員数	53名

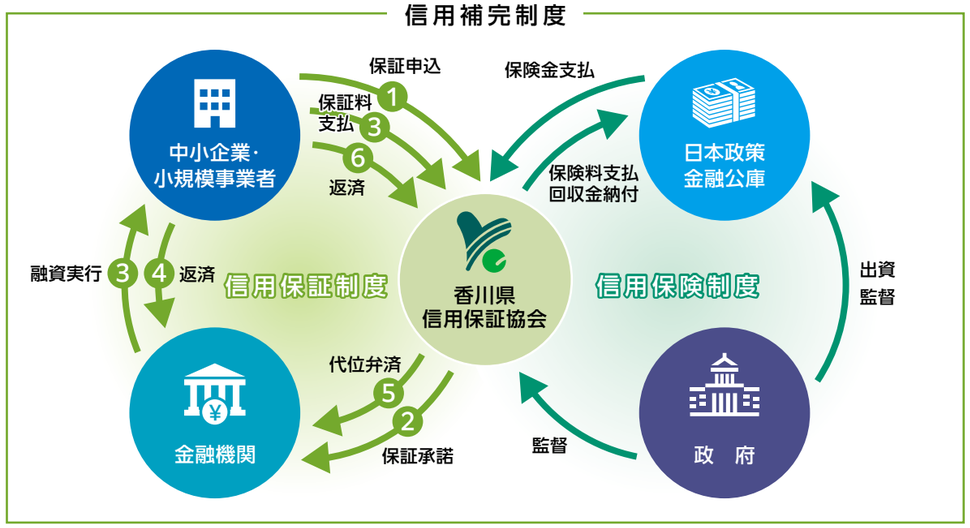
沿革

1949年　９月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
10月	高松市六番町31番地にて業務開始
1950年　４月	高松市五番町4番地の1へ事務所移転
1953年　８月	信用保証協会法公布・施行
1954年　10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
1967年　11月	香川県中小企業センターへ事務所移転（高松市丸の内2番地の3）
1986年　４月	香川県産業会館（現事務所）へ事務所移転（高松市福岡町二丁目2番2-101号）

信用保証のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者）の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。

1 保証申込
中小企業者は取引金融機関、もしくは保証協会へ申込を行います。

2 保証承諾
保証協会は申込内容について検討し、承諾した場合、金融機関へ信用保証書を交付します。

3 融資実行
信用保証書に基づき、金融機関は融資を実行します。
保証協会は中小企業者から、信用保証料を頂きます。

4 返　済
中小企業者は返済条件に基づき、金融機関へ返済を行います。

仮に返済ができなくなった場合

5 代位弁済
保証協会は、中小企業者に代わって金融機関へ弁済を行います。

6 返　済
保証協会は、中小企業者から返済を受けます。

信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

保険料支払
保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を支払い、日本政策金融公庫は保証協会の保証について保険を引き受けます。

保険金支払
日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関へ代位弁済を行った際に、代位弁済元本の約80%の保険金を保証協会へ支払います。

回収金納付
保証協会が中小企業者から返済を受けた際に、保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金の納付を行います。

信用保証の内容

ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1)企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業　種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外(製造業・建設業・運輸業等)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	–	300人以下

(2)業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

(3)所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

保証の内容

(1)保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は２億８千万円(組合の場合４億８千万円)となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

(2)資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

(3)連帯保証人

個人は原則不要です。法人は必要となる場合がありますが、代表者以外は原則不要です。

(4)担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

(1)信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い保証料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率(特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。
※「特殊保証」とは、「手形割引・電子記録債権割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む。)」を指します。

(2)中小企業信用リスク情報データベース

2001年３月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3)信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合(根保証を含む)
　貸付金額×保証料率(年率)×保証期間

② 返済方法が均等分割返済の場合
　貸付金額×保証料率(年率)×分割係数(※)×保証期間

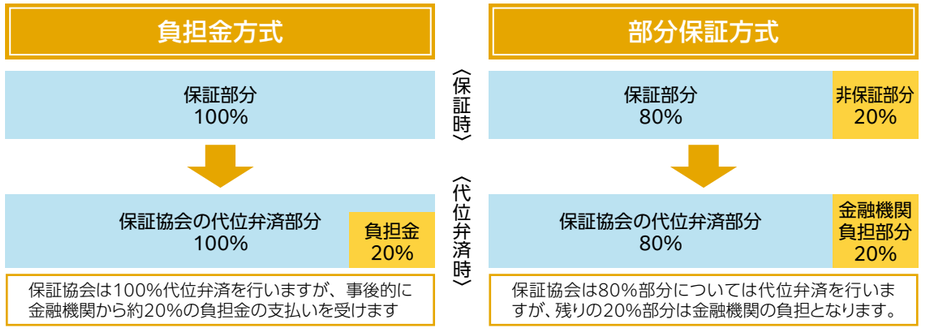
(※)分割係数表

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。



主な保証制度のご案内

2026年６月１日現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間（据置期間） 運転	保証期間（据置期間） 設備	貸付利率	責任共有	信用保証料率(%) 保証料率区分 1	2	3	4	5	6	7	8	9
創業・事業承継をされる方向け															
スタートアップ創出促進保証（SSS保証）	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 なお、保証申込受付時点において税務申告１期未終了の方は、創業資金総額の１／10以上の自己資金を有していることが必要。 ①事業を営んでいない個人で、２か月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は６か月以内）に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する ②会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していない会社 ④会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、設立から５年を経過していない ⑤事業開始から５年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から５年を経過していない	3,500万円	10年以内（１年以内） 据置期間：申込金融機関において本保証付融資と同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は３年以内		金融機関所定	対象外	1.05								
県制度 **新規創業融資 経営者保証免除タイプ**	①事業を営んでいない個人で、２か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する ②事業を営んでいない個人によって設立された会社で、設立後１年を経過しないもの ③事業開始から１年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から１年を経過していない なお、保証申込受付時点において税務申告１期未終了の方は、創業資金総額の１／10以上の自己資金を有していることが必要。	2,000万円	７年以内（１年以内） 据置期間：申込金融機関において本保証付融資と同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は２年以内	10年以内（１年以内）	７年以内 1.75% ７年超 1.85%	対象外	0.78 （保証料補助0.58%あり）								
県制度 **新規創業融資 一般タイプ**	①事業を営んでいない個人で、１か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する ②事業を営んでいない個人で、２か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する ③事業を営んでいない個人で、事業開始後１年を経過していない ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後１年を経過しない ⑤事業開始から１年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から１年を経過していない	2,000万円	７年以内（１年以内）	10年以内（２年以内）	７年以内 1.75% ７年超 1.85%	対象外	0.58 （保証料補助0.58%あり）								
創業関連保証	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人で、１か月以内（※）に新たに事業を開始する具体的計画を有する ②事業を営んでいない個人で、２か月以内（※）に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ③会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ④事業を営んでいない個人で、事業を開始以後５年を経過していない ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後５年を経過していない ⑥会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、設立後５年を経過していない ⑦事業開始から５年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から５年を経過していない ※ 認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は６月以内	3,500万円	10年以内（１年以内）		金融機関所定	対象外	0.85								
丸亀市制度 **丸亀市創業支援融資制度**	丸亀市内で新規に事業を開始しようとする方で、市町村税の滞納がなく、丸亀商工会議所等の専門相談員から「創業計画書」等について指導を受けており、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入金額の１／３以上の自己資金を有し、１か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する ②事業を営んでいない個人で、事業開始後１年を経過していない ③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後１年を経過しない	700万円 （創業関連保証と合わせて融資残高合計：3,500万円以内）	5年以内（６か月以内）		1.50%	対象外	0.58								
					丸亀市の保証料及び利子補給あり										
事業承継特別保証	次の①または②に該当し、かつ③に該当する方 ただし、本制度を既に利用している方は、上記に加え、本制度１回目の保証日から３年以内に保証申込みを行うものに限る。 ①保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②2020年１月１日から2025年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率（※）が15倍以内であること ※EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	一括返済　１年以内 分割返済　10年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
							経営支援コーディネーターの確認を受けた場合								
							1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

2026年６月１日現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間（据置期間） 運転	保証期間（据置期間） 設備	貸付利率	責任共有	信用保証料率(%) 保証料率区分 1	2	3	4	5	6	7	8	9
小規模事業者向け															
小口零細企業保証	小規模事業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする企業にあっては５人。ただし、中小企業信用保険法施行令に規定する政令特例業種については政令で定める数）以下の企業 ※ 県制度 の場合、県内で１年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者	2,000万円	一括返済　１年以内 分割返済　10年以内 （２年以内）		金融機関所定	対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
							セーフティネット：0.85								
県制度 **小口零細企業融資**		2,000万円	10年以内 （２年以内）		７年以内　2.00% ７年超　2.30%	対象外	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45
							セーフティネット：0.60								
県・市町協調 **市町小口融資** **（特産振興小口融資）**	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	６年以内		2.1%	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								
					保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる										
高松市制度 **緊急経営安定対策特別融資**	次の①～③を満たしており、アもしくはイに該当する方 ① 継続して６か月以上、市内に住所及び事業所を有し、かつ、同一事業を営む小規模事業者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している小規模事業者 ③ 高松市中小企業融資制度の連帯保証人になっていない小規模事業者 ア 直近３か月間又は６か月間の売上高が、直近３か年のいずれかの同期に比べ５％以上減少している イ 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、直近３か月間又は６か月間、若しくは、直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べ５ポイント以上減少している	500万円	６年以内 （６か月以内）	－	2.1%	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								
					高松市の保証料及び利子補給あり										
一般的な事業資金を検討の方向け															
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	20年以内		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
経営安定関連保証 **（セーフティネット保証）**	中小企業信用保険法で定める次の要因によって経営の安定に支障が生じている方（市町の認定書が必要） １号：連鎖倒産防止　２号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 ３号：突発的災害（事故等）　４号：突発的災害（自然災害等） ５号：業況の悪化している業種（全国的）　６号：取引金融機関の破綻 ７号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 ８号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	20年以内		金融機関所定	対象	0.75								
						対象外	0.85								
県制度 **経営安定融資** **（一般タイプ）長期資金**	県内に事業所を有し、６か月以上引き続いて同一事業を営む	8,000万円	７年以内 （６か月以内）	10年以内 （１年以内）	７年以内　2.10%以内 ７年超　2.20%以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								
県制度 **経営安定融資** **（一般タイプ）短期資金**		1,000万円	１年以内	－	2.00%以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								
県制度 **経済変動対策融資**	県内で１年以上引き続いて同一事業を営み、次のいずれかに該当する方 ① セーフティネット保証の対象となる方 ② 最近３か月間又は６か月間の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少している ③ 取引先の倒産により債権回収が困難になっている ④ 最近３か月若しくは６か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べて５ポイント以上減少している ⑤ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近１か月の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少している ⑥ 最近１か月の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて10%以上減少し、かつ、今後２か月間で見込まれる売上高の合計が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少する見込み ⑦ 最近１か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近３か年のいずれかの同期に比べて10ポイント以上減少し、かつ、今後２か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近３か年のいずれかの同期に比べて５ポイント以上減少する見込み	8,000万円	10年以内 （３年以内）	－	７年以内　1.50% ７年超　1.80%	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								

主な保証制度のご案内

2026年６月１日現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間（据置期間） 運転	保証期間（据置期間） 設備	貸付利率	責任共有	信用保証料率(%) 保証料率区分 1	2	3	4	5	6	7	8	9
経営者保証不要な借入を検討の方向け															
事業者選択型経営者保証非提供制度	次の要件のいずれにも該当する方 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人は（１）、（２）及び（３）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人は（３）の要件は問いません なお、県制度の場合は、県内に事業所を有し、６か月以上引き続いて同一事業を営む方 （１）信用保証協会への申込日以前２年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している （２）申込日の直前の決算において、代表者（代表者に準ずる者を含む。以降、「代表者等」という。）への貸付金等がなく、かつ、代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていない （３）次の両方又はいずれかを満たす ① 申込日の直前の決算において債務超過でない ② 申込日の直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない （４）次の①及び②について継続的に充定することを誓約する書面を提出している ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への貸付金等がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと （５）信用保証料率の引上げ（※）により経営者保証を提供しないことを希望している ※引上げ率 対象者１（（３）①及び②のいずれにも該当する方） ：0.25%引上げ 対象者２（（３）①又は②のいずれか一方のみに該当する方、又は法人の設立後２事業年度の決算がない方） ：0.45%引上げ 対象の信用保険：無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険 ※「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）」「県制度 経営安定融資（経保免除タイプ）長期資金」「県制度 経営安定融資（経保免除タイプ）短期資金」の保証料補助について 申込日に応じて、国が下記の保証料を補助 2026年４月１日～2027年３月31日：0.05%														
県制度 **経営安定融資（経保免除タイプ）長期資金**															
県制度 **経営安定融資（経保免除タイプ）短期資金**															
財務要件型無保証人保証	次の（１）から（３）において、それぞれ①又は②のいずれか、及び③又は④のいずれかを充足する方 （１）純資産額が５千万円以上３億円未満の方の場合 ① 自己資本比率が20%以上 ② 純資産倍率が2.0倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上 （２）純資産額が３億円以上５億円未満の方の場合 ① 自己資本比率が20%以上 ② 純資産倍率が1.5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上 （３）純資産額が５億円以上の方の場合 ① 自己資本比率が15%以上 ② 純資産倍率が1.5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が５%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上														
プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の①から④全ての要件を満たす法人 （①から③は、信用保証協会への申込日の直前の決算、④については、信用保証協会への申込日（※）基準） ① 資産超過であること ② ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ※申込日が、危機関連保証の指定期間中である場合は、当該期間の始期の前日でも差し支えない														

左記要件を満たす方は、下記の保証制度以外においても、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。
※引上げ率　対象者１：0.25%　対象者２：0.45%

8,000万円（セーフティネット保証４号又は５号利用の場合、上記とは別に8,000万円）	一括返済　１年以内 分割返済　10年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
					セーフティネット：0.75								
				対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
					セーフティネット：0.85								
				上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25% 対象者２：0.45%									
8,000万円	７年以内（６か月以内）	10年以内（１年以内）	７年以内 2.10%以内 ７年超　2.20%以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
					セーフティネット：0.60								
				対象外	セーフティネット：0.60								
				上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25% 対象者２：0.45%									
1,000万円	１年以内	－	2.00%以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
					セーフティネット：0.60								
				対象外	セーフティネット：0.60								
				上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25% 対象者２：0.45%									
2億8,000万円（組合４億8,000万円）	一括返済　２年以内 分割返済　７年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
2億8,000万円（組合４億8,000万円）	一括返済：１年以内 分割返済：10年以内 （１年以内）	－	金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

2026年６月１日現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間（据置期間）		貸付利率	責任共有	信用保証料率(%)								
			運転	設備			保証料率区分								
							1	2	3	4	5	6	7	8	9
資金の反復・継続利用が必要な方向け															
グローアップ根保証	次のすべての要件を満たす方 （１）県内で事業を営んでおり、事業開始から通算12か月以上の確定申告を行っている （２）他の当座貸越根保証形態の保証利用がない （３） ① 個人の場合、次のいずれかを満たす ア　決算書が２期以上の場合 直近２期のいずれかの決算書で申告所得を計上している、又は直近の決算書で債務超過でない イ　決算書が１期のみの場合 直近の決算書において申告所得を計上し、かつ債務超過でない ② 法人の場合、次のいずれかを満たす ア　決算書が２期以上の場合 直近２期のいずれかの決算書で当期純利益を計上している、又は直近の決算書で債務超過でない イ　決算書が１期のみの場合 直近の決算書において当期純利益を計上し、かつ債務超過でない	500万円	１年間又は２年間		金融機関所定	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
当座貸越(貸付専用型)根保証	同一事業を３年以上で、２期以上の申告を行っており、申込金融機関との与信取引が６か月以上ある方で、次の要件のいずれかに該当する方 （１）個人の場合 ① 申込直前の決算におけるＣＲＤを活用したスコアリングが基準以上 ② 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用格付が前記①ＣＲＤ基準と同等以上 ③ 青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、自己名義の不動産を所有する ④ 青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 （２）法人の場合 ① 申込直前の決算におけるＣＲＤを活用したスコアリングが基準以上 ② 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用格付が前記①ＣＲＤ基準と同等以上	100万円以上 ２億8,000万円以内	１年間又は２年間		金融機関所定	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
事業者カードローン当座貸越根保証	同一事業を３年以上で、２期以上の申告を行っており、申込金融機関との与信取引が６か月以上ある方で、次の要件のいずれかに該当する方 （１）個人の場合 ① 申込直前の決算におけるＣＲＤを活用したスコアリングが基準以上 ② 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用格付が前記①ＣＲＤ基準と同等以上 ③ 青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、自己名義の不動産を所有する （２）法人の場合 ① 申込直前の決算におけるＣＲＤを活用したスコアリングが基準以上 ② 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用格付が前記①ＣＲＤ基準と同等以上	100万円以上 2,000万円以内	１年間又は２年間		金融機関所定	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	２年以内	－	金融機関所定	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	２年以内	－	金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
金融機関や支援機関等の支援と組合わせた借入を検討の方向け															
モニタリング強化型特別保証	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する方 ※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が５割以上である方	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	一括返済　１年以内 分割返済 10年以内 （運転：１年以内 設備：３年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
							補助あり								
協調支援型特別保証	次の①または②に該当する方 ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の１割以上、融資期間12か月以上のプロパー融資を受ける方 ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら「経営行動計画書」の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	一括返済　１年以内 分割返済 10年以内 （運転：１年以内 設備：３年以内）		金融機関所定 県制度 ７年以内 1.90%以内 ７年超　2.10%以内	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
							補助あり								
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 （セーフティネットの利用は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限ります。）	２億8,000万円 （組合４億8,000万円）	一括返済　１年以内 分割返済　運転　５年以内 設備　７年以内 保証付き既往借入金を借り換える場合： 10年以内（１年以内）		金融機関所定	対象	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45
							セーフティネット：0.75								

2026年６月１日現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間（据置期間）		貸付利率	責任共有	信用保証料率(%)								
			運転	設備			保証料率区分								
							1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業再生計画実施関連保証	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	2 億8,000万円 （組合 4 億8,000万円）	一括返済　1 年以内 分割返済　15年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	0.80								
						対象外	1.00								
県制度 **中小企業再生支援融資 一般タイプ**	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内 （１年以内）		7 年以内 2.00% 7 年超　2.10%	対象	0.80								
						対象外	1.00								
事業再生計画実施関連保証 （経営改善・再生支援強化型）	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	2 億8,000万円 （組合 4 億8,000万円）	一括返済　1 年以内 分割返済　15年以内 （３年以内）		金融機関所定	対象	0.80								
						対象外	1.00								
						補助あり									
県制度 **中小企業再生支援融資 経営改善・再生支援強化タイプ**	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	8,000万円	15年以内 （３年以内）		7 年以内 2.00% 7 年超　2.10%	対象	0.80								
						対象外	1.00								
						補助あり									

その他

県制度 **経済変動対策融資 （原油価格・物価高騰等対応分）**	県内で１年以上引き続いて同一事業を営み、中東情勢の影響により次の要件のいずれかに該当する方 ① セーフティネット保証の対象となる方 ② 最近３か月間又は６か月間の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少している ③ 取引先の倒産により債権回収が困難になっている ④ 最近３か月若しくは６か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べて５ポイント以上減少している ⑤ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近１か月の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少している ⑥ 最近１か月の売上高が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少し、かつ、今後２か月間で見込まれる売上高の合計が直近３か年のいずれかの同期に比べて５％以上減少する見込み ⑦ 最近１か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近３か年のいずれかの同期に比べて５ポイント以上減少し、かつ、今後２か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近３か年のいずれかの同期に比べて５ポイント以上減少する見込み	8,000万円	10年以内 （３年以内）	－	7 年以内 1.50% 7 年超　1.80%	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40
							セーフティネット：0.60								
						対象外	セーフティネット：0.60								
県制度 **子育て応援企業支援融資**	県内に事業所を有し、６か月以上引き続いて同一事業を営む方で次のいずれかに該当する方 （１）香川県から、子育て行動計画策定企業認証マークを取得 （２）国から、プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を取得	8,000万円 （運転5,000万円）	7 年以内 （１年以内）	10年以内 （１年以内）	7 年以内 1.60%以内 7 年超　1.70%以内	対象	1.50	1.40	1.20	1.00	0.85	0.80	0.65	0.50	0.35
県制度 **ＢＣＰ策定企業融資**	県内に事業所を有し、６か月以上引き続いて同一事業を営む方でＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、申込日において次の要件のいずれかに該当する方 （１）香川県ＢＣＰ優良取組事業所認定制度に基づき、香川県から認定を受け、かつ認定証の有効期間内の方 （２）香川県建設業ＢＣＰ認定制度に基づき、香川県から認定を受け、かつ認定証の有効期間内の方	8,000万円 （運転5,000万円）	7 年以内 （１年以内）	10年以内 （１年以内）	対象者（１） 7 年以内 1.60%以内 7 年超　1.70%以内	対象	0.85	0.75	0.55	0.35	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21
					対象者（２） 7 年以内 1.80%以内 7 年超　1.90%以内		1.40	1.30	1.10	0.90	0.75	0.70	0.55	0.40	0.25
ぐるり瀬戸内活性化保証	次の要件をいずれも満たす方 （１）せとうちＤＭＯが運営するメンバーシップ制度の会員である （２）一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている	5,000万円	一括返済　１年以内 分割返済　10年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

2025年度のとりくみ

中小企業活性化全国本部より事業再生感謝状授与

2025年12月12日、中小企業再生支援業務への功績が評価され、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業活性化全国本部)より感謝状を授与されました。引き続き、地域経済の活性化のため、尽力していきます。



四国税理士会×日本政策金融公庫×香川県信用保証協会創業セミナーを開催

2025年12月2日、香川県信用保証協会と四国税理士会香川県支部連合会、日本政策金融公庫高松支店・四国創業支援センターとの共催で、創業を考えている方や創業して間もない方を対象としたセミナーおよび個別相談会を開催いたしました。当協会職員も講師として登壇し、個別相談などにも対応しました。



大学院での講義

2025年10月17日、香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



創業塾開催

商工関係団体が主催する創業セミナーへ協会職員を講師として派遣しました。信用保証協会の概要、創業時に使用できる制度、信用保証協会の経営支援事業について説明を行いました。

2025年度　講師派遣実績

2025年 5 月 7 日　たかまつ創業塾
2025年 5 月14日　たかまつ創業塾
2025年 8 月24日　みとよ創業塾
2025年 9 月19日　創業塾(香川産業支援財団)
2025年10月 7 日　さぬき創業塾
2025年10月17日　たかまつ創業塾
2025年10月18日　創業塾in坂出
2025年11月 5 日　丸亀市創業塾
2025年11月26日　たどつ創業セミナー
2025年12月 2 日　創業セミナー＆個別相談会in高松
2025年12月 3 日　たどつ創業セミナー
2025年12月10日　たどつ創業セミナー
2026年 1 月28日　たどつ創業セミナー



2025年度事業概況

● 保証承諾

国及び地方自治体の政策保証や提携保証「しんらい」を積極的に活用して資金繰り支援に取り組んだ結果、保証承諾額は44,835百万円、対計画比101.9%となりました。

● 保証債務残高

保証承諾が計画値を上回った結果、保証債務残高の減少が緩やかな推移となり、保証債務残高は251,023百万円、対計画比100.4%となりました。

● 代位弁済

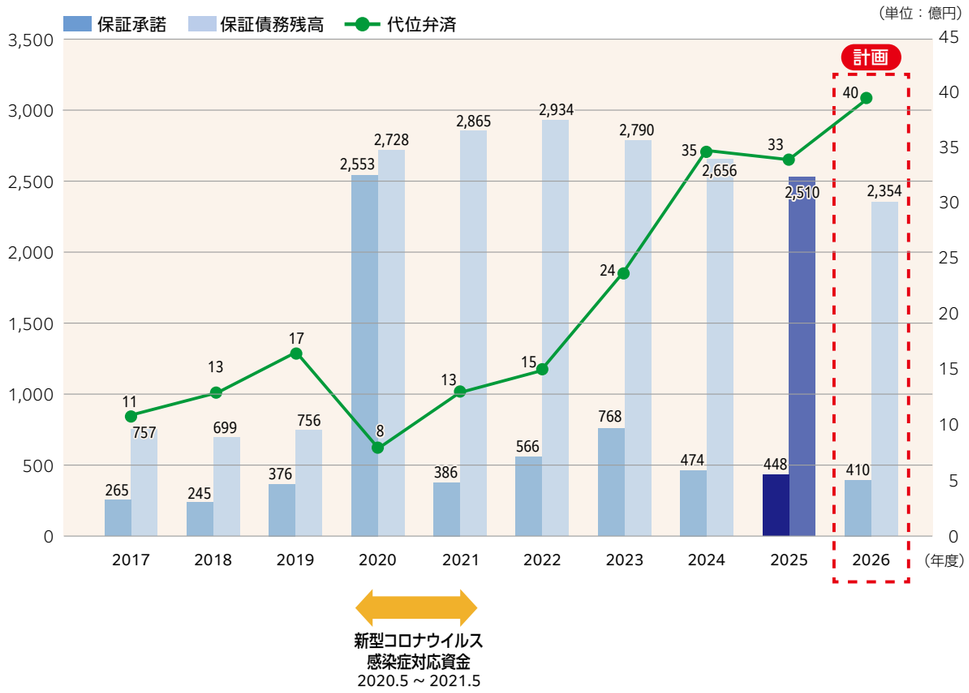
借入金の返済負担や原材料高騰による資金繰りの圧迫などの影響を受ける中小企業者が増加傾向にある中、借換等を含めた資金繰り安定等の事業継続支援に取り組んだ結果、代位弁済額は3,308百万円、対計画比82.7%となりました。

● 実際回収

回収の効率化や最大化に努めましたが、無担保や経営者以外の保証人のない求償権の増加により、求償権回収額306百万円、対計画比95.7%となりました。

■年度別事業概況及び計画数値

保証承諾(年度累計)・保証債務残高(年度末)・代位弁済(元利)(年度累計)



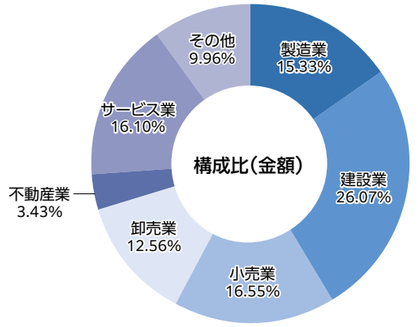
保証承諾

● 業種別

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	609	12,961	449	7,906	395	6,872
建設業	1,217	19,841	1,026	12,809	917	11,688
小売業(飲食業含む)	929	13,138	749	7,915	645	7,420
卸売業	429	10,797	300	5,613	284	5,631
不動産業	125	1,619	124	1,613	139	1,539
サービス業	861	12,008	673	7,729	648	7,220
その他	308	6,460	234	3,914	217	4,465
合計	4,478	76,825	3,555	47,497	3,245	44,835

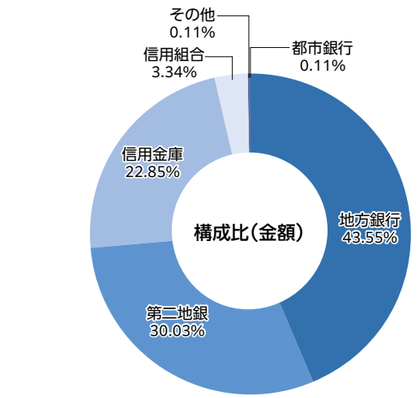
2025年度グラフ



● 金融機関別

(単位：百万円)

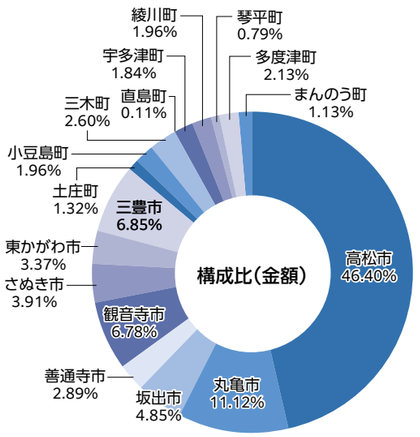
	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	3	13	1	3	1	50
地方銀行	1,895	42,607	1,348	23,532	1,170	19,527
第二地銀	1,069	15,744	958	12,547	884	13,466
信用金庫	1,308	17,310	1,056	10,330	970	10,246
信用組合	202	1,132	191	1,073	217	1,496
その他	1	20	1	11	3	50
合計	4,478	76,825	3,555	47,497	3,245	44,835



● 地域別

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,942	33,627	1,698	24,350	1,542	20,802
丸亀市	519	8,050	376	4,727	360	4,985
坂出市	269	5,196	180	2,219	146	2,173
善通寺市	131	1,778	98	1,490	86	1,294
観音寺市	316	5,117	233	2,539	231	3,040
さぬき市	182	3,337	138	1,527	114	1,753
東かがわ市	123	2,120	109	1,534	83	1,512
三豊市	335	6,004	214	2,748	219	3,071
土庄町	50	701	53	637	41	592
小豆島町	71	1,602	65	860	55	879
三木町	128	2,611	90	1,243	87	1,167
直島町	11	195	10	219	5	49
宇多津町	90	1,475	61	786	68	826
綾川町	108	1,882	89	1,034	65	878
琴平町	40	632	22	256	36	352
多度津町	97	1,538	72	801	60	954
まんのう町	66	959	47	526	47	507
合計	4,478	76,825	4,478	47,497	3,245	44,835



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

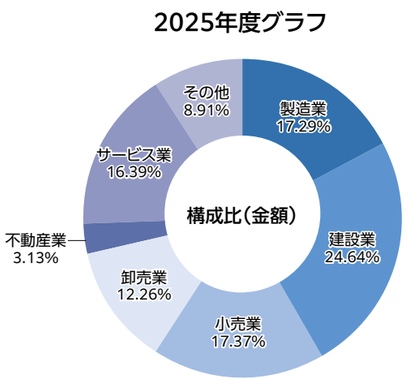
保証債務残高

● 業種別

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	3,097	48,788	3,053	46,328	3,023	43,412
建設業	5,553	69,035	5,657	65,816	5,738	61,849
小売業(飲食業含む)	4,665	48,859	4,764	46,956	4,737	43,615
卸売業	2,119	35,969	2,057	32,835	2,045	30,767
不動産業	690	8,398	711	8,287	768	7,868
サービス業	4,110	43,936	4,245	42,434	4,385	41,136
その他	1,373	23,974	1,425	22,973	1,445	22,376
合計	21,607	278,959	21,912	265,628	22,141	251,023

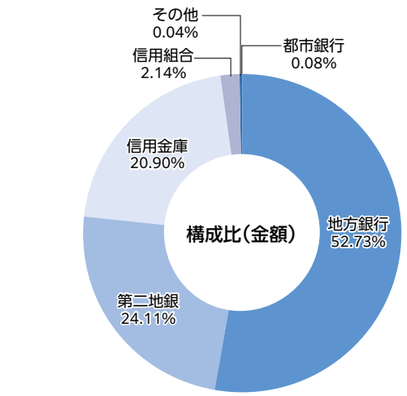
2025年度グラフ



● 金融機関別

（単位：百万円）

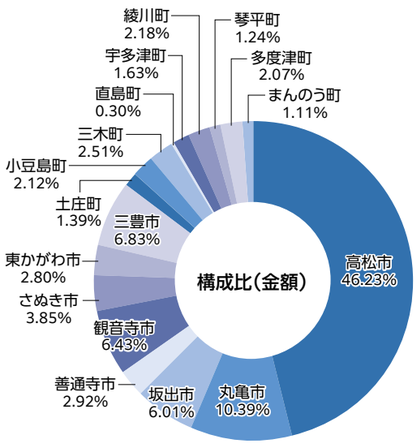
	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	13	217	10	181	9	206
地方銀行	9,296	147,935	9,295	141,295	9,333	132,364
第二地銀	5,410	64,974	5,522	62,428	5,675	60,517
信用金庫	5,885	60,002	6,020	56,282	6,048	52,453
信用組合	987	5,745	1,050	5,350	1,061	5,379
その他	16	86	15	91	15	104
合計	21,607	278,959	21,912	265,628	22,141	251,023



● 地域別

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	9,872	124,930	10,036	121,609	10,234	116,040
丸亀市	2,347	29,438	2,377	27,965	2,405	26,073
坂出市	1,115	17,503	1,144	16,282	1,161	15,092
善通寺市	665	8,089	666	7,813	684	7,338
観音寺市	1,476	18,813	1,487	17,158	1,469	16,130
さぬき市	878	10,839	885	10,110	865	9,668
東かがわ市	590	7,842	590	7,543	569	7,017
三豊市	1,573	20,803	1,564	18,599	1,530	17,150
土庄町	321	3,858	317	3,626	328	3,500
小豆島町	430	5,618	435	5,534	448	5,318
三木町	521	6,876	535	6,453	555	6,297
直島町	56	800	57	807	57	748
宇多津町	371	4,425	375	4,304	396	4,099
綾川町	469	6,321	502	5,983	496	5,468
琴平町	241	3,750	233	3,318	232	3,115
多度津町	417	5,867	431	5,547	440	5,191
まんのう町	265	3,189	278	2,975	272	2,777
合計	21,607	278,959	21,912	265,628	22,141	251,023



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

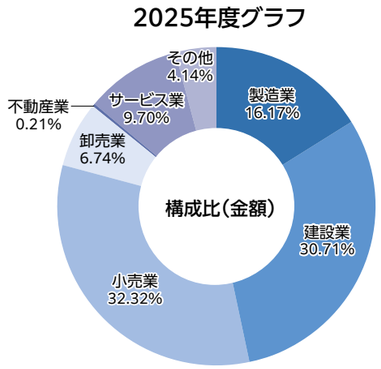
代位弁済

● 業種別

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	28	543	40	559	41	535
建設業	72	485	110	950	119	1,016
小売業(飲食業含む)	78	563	71	482	109	1,069
卸売業	18	198	53	669	22	223
不動産業	0	0	4	26	1	7
サービス業	35	312	57	577	49	321
その他	28	325	14	224	11	137
合計	259	2,426	349	3,487	352	3,308

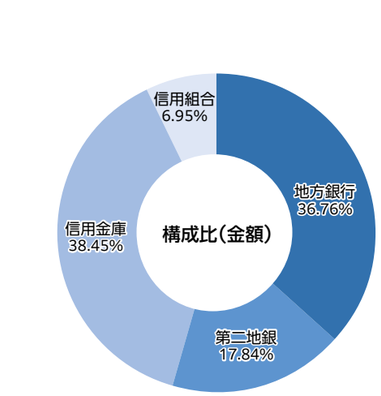
2025年度グラフ



● 金融機関別

（単位：百万円）

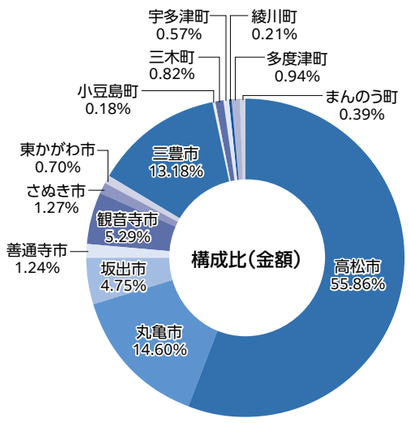
	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	2	52	0	0	0	0
地方銀行	94	969	109	1,373	108	1,216
第二地銀	56	448	90	719	84	590
信用金庫	83	854	125	1,186	123	1,272
信用組合	24	102	23	204	37	230
その他	0	0	2	4	0	0
合計	259	2,426	349	3,487	352	3,308



● 地域別

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	152	1,304	160	1,390	204	1,848
丸亀市	32	267	39	324	34	483
坂出市	4	34	17	200	14	157
善通寺市	10	49	15	141	6	41
観音寺市	14	141	22	180	17	175
さぬき市	7	115	17	181	9	42
東かがわ市	2	19	9	58	5	23
三豊市	10	164	23	530	36	436
土庄町	3	7	6	68	0	0
小豆島町	2	12	1	6	1	6
三木町	0	0	14	128	5	27
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	4	137	4	14	5	19
綾川町	2	8	0	0	3	7
琴平町	2	23	4	50	1	0
多度津町	9	62	12	111	7	31
まんのう町	6	84	6	105	5	13
合計	259	2,426	259	3,487	352	3,308



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

貸借対照表

2026年3月31日現在

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	219,317	基本財産	17,225,284,355
預け金	8,676,805,333	基金	6,282,295,620
有価証券	22,794,347,147	基金準備金	10,942,988,735
動産・不動産	149,313,140	制度改革促進基金	0
保証債務見返	251,022,578,424	収支差額変動準備金	6,351,289,047
求償権	872,142,243	その他有価証券評価差額金	0
雑勘定	626,247,880	責任準備金	1,782,257,547
内、未経過保険料	512,506,888	求償権償却準備金	241,427,785
		退職給与引当金	377,014,679
		損失補償金	0
		保証債務	251,022,578,424
		求償権補填金	0
		雑勘定	7,141,801,647
		内、未経過保証料	7,103,481,874
合計	284,141,653,484	合計	284,141,653,484

● 貸借対照表用語説明

求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

● 収支計算書用語説明

保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
求償権補填金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補填金を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合に備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

収支計算書

（2025年4月1日～2026年3月31日）　（単位：円）

科目	金額
経常収入	3,182,475,818
保証料	2,573,354,968
預け金利息	53,781,870
有価証券利息配当金	273,300,972
損害金	8,905,672
事務補助金	19,316,029
責任共有負担金	246,930,000
雑収入	6,886,307
経常支出	1,816,220,300
業務費	633,975,132
借入金利息	0
信用保険料	1,103,287,956
責任共有負担金納付金	78,477,902
雑支出	479,310
経常収支差額	1,366,255,518
経常外収入	5,357,419,045
償却求償権回収金	40,435,852
責任準備金戻入	1,844,320,574
求償権償却準備金戻入	271,947,611
求償権補填金戻入	3,200,453,978
保険金	2,868,404,882
損失補償補填金	332,049,096
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他収入	261,030
経常外支出	5,561,962,696
求償権償却	3,526,322,342
雑勘定償却	11,406,697
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
責任準備金繰入	1,782,257,547
求償権償却準備金繰入	241,427,785
その他支出	548,325
経常外収支差額	△204,543,651
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,161,711,867
収支差額変動準備金繰入額	580,855,933
基本財産繰入額	580,855,934

資金計算書

（2025年4月1日～2026年3月31日）　（単位：円）

		金額
Ⅰ.事業活動による収支		-18,742,151
業務収支		273,425,638
信用保証収支		-1,772,360,013
保証料	＋	1,229,173,651
回収（元損）	＋	306,299,264
代位弁済（元利）	－	3,307,832,928
信用保険収支		1,529,541,399
信用保険料	－	1,094,217,034
保険金・保険金納付金	＋	2,623,758,433
損失補償・責任共有負担金等収支		516,244,252
損失補償補てん金・損失補償納付金	＋	328,476,125
責任共有負担金・負担金納付金	＋	168,452,098
基金補助金・事務補助金等	＋	19,316,029
総務収支		-287,746,914
業務費・退職金支払	－	590,859,767
運用収入	＋	308,399,874
雑収入・雑支出等	＋	-5,287,021
その他収支		-4,420,875
Ⅱ.投資活動による収支		-501,729,438
定期預金・有価証券の増減（※）	－	492,283,275
厚生基金の増減	－	1,620,000
動産・不動産の増減	－	7,826,163
Ⅲ.財務活動による収支		0
借入金の増減	＋	0
出えん金・金融機関負担金等の増減	＋	0
Ⅳ.現金及び現金同等物の増加額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）		-520,471,589
現金及び現金同等物の期首残高		3,097,496,239
現金及び現金同等物の期末残高		2,577,024,650
Ⅴ.流動資産の増減額（Ⅳ＋※）		-28,188,314
流動資産の期首残高		31,499,560,111
流動資産の期末残高		31,471,371,797

2025年度経営計画の評価（要約）

業務運営方針

２０２４年度から３年間を「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」期間と位置づけ、これまで以上に中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関と緊密に連携して、中小企業者が抱える多様な課題に応じた適切な金融支援及び経営支援に取り組むこととし、加えて公的機関としての使命を果たすために経済環境の変化、多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指すため、次の事項を主要項目として取り組んだ。

Ⅰ　中小企業者の実情に応じた支援

中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金ニーズに、政策保証等を活用した金融支援で着実に応えていくとともに、金融機関や関係機関との連携を一層強化して、早期に中小企業者の現況把握に努めることで、円滑な経営支援や事業再生支援の着手につなげる。また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえた対応等により、経営者保証に依存しない融資慣行の推進に努める。

Ⅱ　経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

中小企業者の経営改善、生産性向上のため、香川県中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関と連携・協力し、より実効的な経営支援に努めるとともに、創業・事業承継支援を通じて地域経済の新たな成長に貢献する。また、経営支援の質の向上を図るため、支援の効果を検証する。

Ⅲ　回収の合理化・効率化

求償権の管理・回収を効率的に行い、債務者等の状況に配慮をしながら回収の最大化を図る。また、再生に挑む中小企業者の経営支援にも取り組む。一方で、回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進める。

Ⅳ　経営基盤の安定・強化

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成し、職員が働き甲斐を十分に感じることができる環境を整備するとともに、中小企業者、金融機関の利便性向上及び、保証協会内業務の効率化に資するＩＴ化・デジタル化を推進する。また、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上に努めるとともに、組織としてのコンプライアンス態勢を充実させる。

重点課題について

【保証部門】

１．中小企業者のライフステージに応じた支援

- 国や地方自治体の政策保証や提携保証「しんらい」を積極的に活用して資金繰り支援に取り組んだ結果、２０２５年度の保証承諾は３，２４５件の４４８億円（年度計画比１０１．９%）となった。そのうち「しんらい」は１，９１０件の２５７億円（構成比５７．２%）、「協調支援型特別保証制度」は５８４件の１２５億円（構成比２７．８%）を占めた。
- 経営者保証を不要とする取扱いについて、「事業者選択型経営者保証非提供制度」等を活用した結果、保証承諾が２９１件（内訳：金融機関連携型１８９件、事業者選択型８３件、財務型１件、担保型１件、その他１７件）となった。
- 中小企業者の実情把握のため、新規利用先を中心に現地訪問や経営者との面談を延べ４８件行ったほか、未徴求決算書の送付依頼を行い保証利用者の直近の業況把握に努めた。
- 保証協会が実質メインとなる中小企業者について、金融機関との早期モニタリング連携による同行訪問を実施した。
- 創業支援について、創業相談や創業前後のフォロー時に積極的に現地訪問・面談を延べ１６４件行った。

２．金融機関及び関係機関との連携強化

- 金融機関との連携強化を図るため、金融機関本部を訪問し保証利用状況や中小企業者の現状等について情報共有・意見交換を行うとともに、営業店も随時訪問し保証推進及び情報交換等に努めた（金融機関本部との情報交換：６６回、保証推進リスト提供：延べ３１６営業店）。
- 金融機関向けに「協調支援型特別保証制度」の説明会や金融機関との勉強会、日本政策金融公庫との創業支援に関する勉強会、金融機関の内部研修への講師派遣等を通じて、信用保証業務への理解促進と目線合わせに努めた（保証制度説明会：７回、勉強会等：１１回）。
- 延滞状態となった中小企業者について、融資金融機関に現況や今後の見通し等を聞き取り、正常化に向けた交渉依頼を行った。

３．利便性向上に向けた取組

- 個人の申告書入力処理や保険枠消化チェックの自動化を進め、保証事務の効率化を図った。

【期中管理・経営支援部門】

１．創業者・事業承継支援の強化

- 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下、「経営支援補助金」という。）を活用した創業者支援について、３４企業から申込を受け付け、延べ２０７回の専門家派遣を行ったほか、創業者支援先へのフォローアップを７０回行った。
- 経営支援補助金を活用した経営支援について、２７企業から申込を受け付け、延べ１３８回の専門家派遣を行ったほか、経営支援先等へのフォローアップを２０回行った。
- 地方公共団体や商工会等が主催する創業セミナー等に職員を講師として派遣した。

２．金融機関・関係機関との連携による支援

- 経営支援補助金について、６１企業から申込を受け付け、経営支援補助金利用相談及び専門家派遣を延べ４３５回（うち専門家派遣：３４５回）行った。
- 中小企業者の経営課題の設定・解決に向け、中小企業者との面談を延べ１５３回（うち訪問：１３１回）行った。
- 毎月、延滞や期限経過を確認し、金融機関に現況や今後の見通し等を聞き取り、正常化に向けた交渉依頼を行った。

３．経営改善・事業再生支援の推進

- 経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、早期の支援着手により収益力改善及び正常化への道筋を主体的に後押しするため、債権者協議を延べ４３企業に対して行い、バンクミーティングに延べ２５５回（うち経営サポート会議：１２２回）参加した。また、中小企業活性化協議会との定例会を１１回開催した。
- 中小企業活性化協議会への相談持込を３６企業行った（ただし、中小企業活性化協議会が年度内に窓口相談した件数は３５件）。
- 伴走型の経営支援として、中小企業活性化協議会による経営改善計画策定において、当協会が関与した企業は７６企業（うち４０５事業：２７企業）であった。

４．事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

- ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証の返済が開始された中小企業者を中心に、借換等を含めた資金繰り安定等の事業継続支援に取り組み、代位弁済の抑制に努めた。

５．経営支援の質の向上

- 経営支援の効果を測るため次の指標の検証を行っており、２０２６年３月３１日時点では以下の状況となっている。

（１）経営支援の効果測定

（指標）	（実績）	（目標）
・金融正常化率	：１．１%（２／１８３企業）	：５%

（２）経営改善計画管理中の企業先の効果測定

（指標）	（実績）	（目標）	（２０２６年３月３１日実績）
・ＣＲＤ評点上昇	：３７．０%（６０／１６２企業）	：５０%	：５４．５%（６０／１１０企業）
・減価償却前経常利益上昇	：３７．０%（６０／１６２企業）	：５０%	：５４．５%（６０／１１０企業）

※（２）１６２企業は、対象とする１８３企業のうち期中において金融正常化（２企業）、代位弁済（７企業）、経営改善計画再策定（１２企業）となった先を除外した企業数である。なお、２０２６年３月３１日時点で効果検証を行った企業は決算期が到来している１１０企業である。

【回収部門】

１．新規求償権の早期実態把握による回収の効率化

- 新規求償権について、代位弁済後、早期に債務者等の実態を把握し、適切なヒアリングを通じて回収方針を決定して返済交渉を行った。

２．債務者等の実情を把握し、柔軟な対応を行うことによる回収の最大化

- 債務者等の実情を把握し、回収の最大化を図るため、債務者等の回収実績を踏まえた督促や交渉を行ったほか、時効更新や誠意を欠く債務者に対する法的措置を適宜行った。
- 債務者の実情に応じた柔軟な対応として、経営者保証ガイドラインを２４件、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを１件に適用し、一括入金による損害金の減免を１４企業に行った。

3．回収困難な求償権に対する管理の合理化

- 求償権管理の合理化のため、管理事務停止を１３３企業の２６９件、求償権整理を１４４企業の３６４件行った。

4．回収担当者の能力向上

- 顧問弁護士による勉強会を１０回開催し、回収担当者の法務知識の向上に努めた。

【間接部門】

1．人材育成、職場環境の充実

- 業務の多様化・高度化に対応できる人材を育成するため、連合会等の外部研修に延べ２４名を受講させた。また、通信教育を延べ２９名が受講した。
- 人材確保のため、採用活動としてＷｅｂ又は対面による会社説明会を１３回開催し、延べ２３名の学生が参加した。
- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、勤怠管理システムを活用し、職員の労働時間を管理職間で共有した。
- 役職員の相互理解を深め、良好な人間関係の醸成、円滑な事業活動に資するための職場内の問題点の発見と解決を目的にランチタイム・ミーティングを開催した。

2．ＩＴ化、デジタル化の推進

- 金融機関に信用保証協会電子受付システム及び信用保証書の電子交付について情報提供を行い、その利用促進に努めた。
- ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用して日中バッチ帳票の自動保存や個人申告書の自動登録の運用を開始するなど、業務の効率化を図った。

3．コンプライアンスの維持徹底

- コンプライアンスの維持徹底を図るため、年度初めの式や全体での朝礼時において、会長、参与からコンプライアンスに関する周知を行うとともに、グループウェアを活用して参与からコンプライアンスにかかる情報発信を行った。また、「業務の適正な遂行について」を全役職員へ通知し、併せてコンプライアンス研修を行った。
- 反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に２事案行い、取引の未然防止及び排除に努めた。

4．危機管理体制の充実

- 自然災害等の緊急事態発生時における危機対応を実効性のあるものとするため、自然災害発生時の行動等についての周知を行った。

5．広報活動の強化

- ホームページやＳＮＳ（ＬＩＮＥ）等を活用して、保証制度や経営支援等の中小企業者に有益な情報をタイムリーに発信した。

収支計画について

保証実績が計画値を上回ったことに加え、代位弁済が前年度に比べ減少したことにより、計画値を上回る当期収支差額となった。

財務計画について

当期収支差額のうち５８１百万円を基金準備金に繰り入れた結果、基本財産総額は１７，２２５百万円となった。

外部評価委員会の意見等

1．経営計画に掲げる「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」という方針のもと、金融機関や関係機関と連携し、早期のモニタリングの実施や現地訪問の強化に取り組んでいる点は高く評価できます。また、経営支援補助金等を活用し、経営支援や創業支援にきめ細かく取り組んでいることも評価できます。一方で、コロナ関連融資の返済が本格化する中、依然として業況の回復が十分でない事業者も多く存在しており、こうした事業者に寄り添った支援はこれまで以上に重要となっています。引き続き、金融機関や関係機関と連携し、金融支援や経営支援に努めてください。

2．求償権の回収業務については、新規求償権の早期対応や債務者等の実情を踏まえた柔軟な対応に取り組んでいる点は評価できます。回収業務を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、これらの取り組みを継続し、引き続き回収の最大化に努めてください。

3．コンプライアンス・プログラムに基づき研修や情報発信を行い、役職員のコンプライアンス意識向上に取り組んでいることは評価できます。引き続き、コンプライアンスの維持徹底に努めてください。

第７次中期事業計画（2024年度～2026年度）（要約）

業務運営方針

「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」

これまで以上に中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関と緊密に連携して中小企業者が抱える多様な課題に応じた適切な金融支援及び経営支援に取り組みます。ひいては、地域において必要で役に立つ保証協会としての存在価値を高めつつ、地域経済の回復、活力ある発展に貢献します。

また、公的機関としての使命を果たすために経営基盤の安定・強化を図るとともに、経済環境の変化、多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指すこととし、業務上の基本方針を以下のとおりとします。

Ⅰ　中小企業者の実情に応じた支援

1．中小企業者の実情に応じた金融支援

新事業等の資金調達、資金繰り改善のための借換等、実情に即した金融支援に経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえながら積極的に取り組みます。

2．中小企業者の経営改善・再生支援の早期着手を後押し

金融機関や関係機関と連携して、中小企業者の経営状況の変化やその兆しに目配りし早期に経営改善・再生支援の着手を促す取り組みを行います。

3．創業・事業承継支援の強化

地方公共団体や金融機関等と連携して支援の充実を図り創業・事業承継の機運醸成に努めるとともに、積極的に専門家を派遣し、中小企業者に寄り添い創業・事業承継の伴走支援に取り組みます。

4．金融機関及び関係機関との連携強化

「中小企業者の役に立つ」を意識しながら役職員各層において金融機関等との連携に取り組み、中小企業者の現状や課題、資金ニーズ等の把握に取り組みます。

5．保証利用の利便性向上

当協会独自の保証制度の見直しを行うほか、中小企業者と接触の機会を増やし求められる支援を理解し、中小企業者に頼られる存在となることを目指します。

Ⅱ　経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

1．経営改善・事業再生支援

事業再構築や事業再生等を含め、最適な選択肢について中小企業者と対話を行うとともに、支援をより実効的なものとするため、香川県中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関との連携・協力をより強固なものとします。

2．経営支援の質の向上

経営支援の質の向上を図るため、次の指標について目標値を設定するとともに支援の効果を検証します。

指標と目標値

金融正常化割合	：	経営支援実施先のうち５％の正常化を目標とする。
ＣＲＤ評点	：	経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ５０％の数値向上を目標とする。
減価償却前経常利益	：	経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ５０％の数値向上を目標とする。

Ⅲ　回収の合理化・効率化

新規求償権の早期の実態把握・回収着手により回収の最大化を図るとともに、回収見込みのない求償権の見極めを行い回収の効率化に努めます。また、経営者保証ガイドライン、求償権消滅保証等を活用し、再生に向けた支援に取り組みます。

Ⅳ　経営基盤の安定・強化

1．人材育成・職場環境の充実

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成するとともに、職員が働き甲斐を十分に感じることができる環境を整備します。

2．ＩＴ化・デジタル化の推進

中小企業者、金融機関の利便性向上及び、協会内業務の効率化に資するＩＴ化・デジタル化を推進します。

3．コンプライアンス・危機管理体制の強化

役職員のコンプライアンス意識の維持向上と組織としてのコンプライアンス態勢を充実させるとともに、実効性のある危機管理体制を整備し、事業継続計画等を適切に運用します。

4．効果的な広報活動の推進

中小企業者にとって価値のある情報を発信するとともに、保証協会の存在が広く認知されるために効果的な広報活動を行います。

2026年度経営計画（要約）

経営方針

業務運営方針

第７次中期事業計画の最終年度にあたる今年度は、引き続き、中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関との強固な連携のもと、中小企業者の多様化・高度化する経営課題に対して実効性の高い金融・経営支援に取り組みます。

また、公的機関としての使命を果たすため、経済環境の変化・多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指します。そのため、次の事項を主要項目として取り組みます。

Ⅰ　中小企業者の実情に応じた支援

中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金ニーズに、政策保証等を活用した金融支援で着実に応えていくとともに、金融機関や関係機関との強固な連携のもと、中小企業者の現況把握に努め、早期の経営支援や事業再生支援につなげます。

また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえた対応等により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に努めます。

Ⅱ　経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

中小企業者の経営改善、生産性向上のため、香川県中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）をはじめとした関係機関と連携・協力し、より実効的な経営支援に努めるとともに、創業・事業承継支援を通じて地域経済の新たな成長に貢献します。

また、経営支援の質の向上を図るため、支援の効果を検証します。

Ⅲ　回収の合理化・効率化

求償権の管理・回収を効率的に行い、債務者等の状況に配慮をしながら回収の最大化を図ります。また、再生に挑む中小企業者の経営支援にも取り組みます。

一方で、回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

Ⅳ　経営基盤の安定・強化

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成し、職員が働きがいを十分に感じることができる環境を整備するとともに、中小企業者、金融機関の利便性向上及び、保証協会内業務の効率化に資するＩＴ化・デジタル化を推進します。

また、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上に努めるとともに、組織としてのコンプライアンス態勢を充実させます。

重点課題

【保証部門】

１．保証利用の拡大

- 物価高や人手不足等の影響により厳しい状況にある中小企業者など、様々な状況におかれている中小企業者に対して、その経営課題に対応した資金ニーズに着実に応えるため、金融機関との日常的な対話に努め、各種政策保証の活用を積極的に図り資金繰り支援に万全を期します。
- 金融機関と連携して保証利用の推進に努めるとともに、新規先等のターゲットを絞った保証推進に取り組み、保証利用の裾野拡大を図ります。
- 創業予定者や創業間もない中小企業者に対して、金融機関と連携して創業前相談から創業後のフォローアップまで、切れ目のないきめ細かなサポートを行います。
- 金融機関の本部・支店訪問により、地域の実情やニーズの把握に努め、中小企業者支援の目線合わせを行います。
- 金融機関及び関係機関との情報交換や勉強会等により、信用保証業務の周知を図り、適切な運用と利用促進に努めます。

２．経営者保証に依存しない保証の推進

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」をはじめとした経営者保証を不要とする取扱いを積極的に推進します。
- 経営者保証を不要とする各種手法について、金融機関等への情報発信や意見交換を行い、中小企業者に対してガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な提案や対応に努めます。

３．中小企業者の経営状況に応じた早期対応

- 既往債務の返済負担軽減を図るため、借換やリスケジュールの条件変更など弾力的かつ迅速に対応します。
- 保証協会が実質的にメインとなる中小企業者を中心に、金融機関や関係機関と連携し、経営状況の変化やその兆しの把握に努めます。
- 支援が必要な中小企業者への早期の関与が図られるよう、中小企業者訪問や面談等を通じたモニタリングの強化に努め、必要に応じて経営改善・事業再生支援につなげていきます。

４．利便性向上と業務効率化の推進

- 「信用保証協会電子受付システム」の安定的な運用を進めるとともに、保証申込手続きの電子化の更なる拡大に向け、未導入金融機関との調整等に取り組みます。
- デジタル技術を活用して業務の効率化を進めます。

【期中管理・経営支援部門】

１．創業者・事業承継支援の強化

- 創業予定者や創業後間もない及びすでに創業保証を利用されている業歴の短い中小企業者に対し、幅広い創業者支援を行い、自走支援に取り組みます。
- 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「経営支援補助金」という。）を有効活用し、専門家派遣による創業支援を拡充させるとともに、「よろず支援拠点」等への紹介やフォローアップを積極的に行い、安定した事業継続の後押しを伴走します。
- 経営支援補助金を活用した専門家派遣や、「事業承継・引継ぎ支援センター」への早期の引継ぎを行います。

２．金融機関・関係機関との連携による支援

- 金融機関や関係機関との対話を通じた関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。なお、経営課題を抱え、独力での解決が困難な中小企業者に対し、経営支援補助金を活用した専門家派遣を行い、経営改善の後押しを行います。
- ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証を利用し、資金繰りに窮している中小企業者を中心に、金融機関や関係機関と連携して中小企業者訪問を行い、経営課題設定及び解決につながる最適な伴走支援を行います。
- 延滞状態となった中小企業者について、早期に状況把握を行い、各機関との連携のもと経営支援に取り組みます。

３．経営改善・事業再生支援の推進

- 経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて協調支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度、モニタリング強化型特別保証制度等を活用した柔軟で最適な支援を行います。
- 中小企業者及び金融機関に対し、事業の状況に応じて、活性化協議会等への相談開始を促すなど、早期の経営支援に着手し、収益力改善及び正常化への道筋を主体的に後押しします。なお、保証協会が実質的にメインとなっている中小企業者については活性化協議会への持込相談を積極的に行います。
- 保証部門と連携し、業況が低迷している中小企業者に対し、事業性評価を適切に行ったうえで、活性化協議会への橋渡しを主体的に行います。
- 各支援機関と連携のうえ、経営支援補助金や経営改善計画策定支援事業（４０５事業）等を活用し、伴走型の経営支援を行います。

４．事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

- ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証の返済が開始された中小企業者を中心に、借換等を含めた資金繰りの安定に引き続き努めるなど、事業継続支援に取り組み、代位弁済の抑制に努めます。
- 中小企業者や金融機関との対話を行い、改善努力の必要性を説き、やる気や自助努力を引き出し、事業継続断念を原因とする倒産の抑制に努めます。

５．経営支援の質の向上

- 経営支援の質の向上を図るため、次の指標について目標値を設定するとともに支援の効果を検証します。

（指標と目標値）

金融正常化割合　　：経営支援実施先のうち５%の正常化を目標とする。
ＣＲＤ評点　　：経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ５０%の数値向上を目標とします。
減価償却前経常利益：経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ５０%の数値向上を目標とします。

- 経営支援先の決算書を速やかに徴求したうえで、原則として毎期事業性評価を適切に行い、経営支援の効果を検証しつつ、さらなる最適最善の経営支援を検討していきます。また、可能な限り中小企業者やメイン金融機関と対話しつつ、積極的に現地調査や面談を行い、質の高い経営支援に取り組みます。

【回収部門】

１．新規求償権の早期実態把握による回収の効率化

- 新規求償権について、代位弁済後、早期に債務者と交渉を行います。交渉前に、債務者等の資産調査など実態把握に努め、管理職によるヒアリングを実施し、当初回収方針を決定します。その後もヒアリングなどを通じて、回収担当者のフォローを行います。

２．債務者等の実情を把握し、柔軟な対応を行うことによる回収の最大化

- 新規求償権において、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」などによる計画策定など特段の事情がある債務者について、代位弁済前から期中管理部門と協力し適切に対応します。
- 債務者の状況把握に努め、最適な督促・回収を行います。必要に応じ、法的措置を実施し、顧問弁護士や司法書士を活用しつつ効率的な回収に努めます。
- 定期弁済を継続している求償権について、状況に応じて「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用や、一括入金による損害金減免等を検討します。
- 事業を継続し、再生の可能性がある債務者については、経営支援部門と協力し、経営相談の実施や活性化協議会を紹介するなど再チャレンジを支援します。
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合は、適切に対応します。

３．求償権管理の効率化

- 管理コストを意識し、求償権管理業務の効率化を進めます。
- 回収が困難であると判断される求償権については、速やかに管理事務停止を行い、求償権整理を進めます。

４．回収担当者の能力向上

- 顧問弁護士による勉強会を開催し、回収担当者の法務知識を向上させ、より効率的な回収を行います。

【間接部門】

１．人材育成、職場環境の充実

- 多様化する中小企業者のニーズに応えるため、階層別研修、課題別研修や通信教育等により職員の能力向上を図るほか、金融機関や関係機関との勉強会やセミナー等への職員派遣を通じて、職員の能力向上、幅広い見識と人的ネットワークの充実・強化に努めます。
- 職員のワーク・ライフ・バランスが図られ、健康で働きがいのある職場環境を整備します。

２．ＩＴ化、デジタル化の推進

- 中小企業者や金融機関の利便性向上を図るため、信用保証書や保証申込手続きの電子化を推進するほか、デジタル技術を活用して業務の効率化に努めます。
- システムの安定稼働及び業務継続確保のため、更新時期を迎えたハードウェアの更改を計画的に実施します。

３．コンプライアンスの維持徹底

- 役職員が保証協会の「公的使命」と「社会的責任」を常に認識しながら、コンプライアンスの維持徹底に努めます。また、反社会的勢力等に対しては組織全体での毅然とした対応により関係を遮断するとともに、関係機関との情報共有や連携を強化して信用保証制度の不正利用の防止を図ります。

４．危機管理体制の充実

- 自然災害など緊急事態発生時における危機対応を実効性のあるものとするため、事業継続計画の整備や訓練等を通じて危機管理体制の充実を図ります。

５．広報活動の強化

- ホームページやＳＮＳ（ＬＩＮＥ）等を活用し、中小企業者に有益な情報を発信するとともに、保証協会の認知度向上を図るため、幅広い層に対し保証協会の役割や取組を知ってもらうための広報活動を行います。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は２００９年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

【基本的姿勢】

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、３つの基本姿勢を定めました。

１．信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

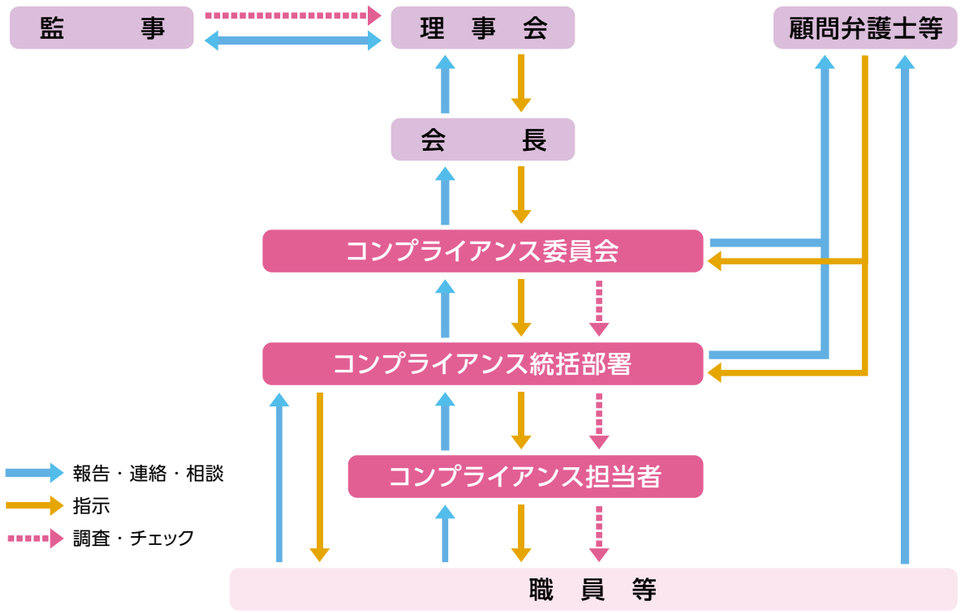
２．法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

３．反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

コンプライアンス組織体系図



個人情報保護

個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和２８．８．１０法律第１９６号）」に基づく法人であり、中小企業者等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業者等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）以下、個人情報保護法」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の１．「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（３）個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の９．「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

（４）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（５）個人データの委託

- 当協会は、「個人情報保護法」第２７条第５項第１号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

（６）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書１枚につき５００円）をいただきます。

（７）保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- （６）（７）の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の８．（３）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

（８）質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

（９）開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号　087-851-0061
部 署 名　総務部　総務企画課

役員・組織図

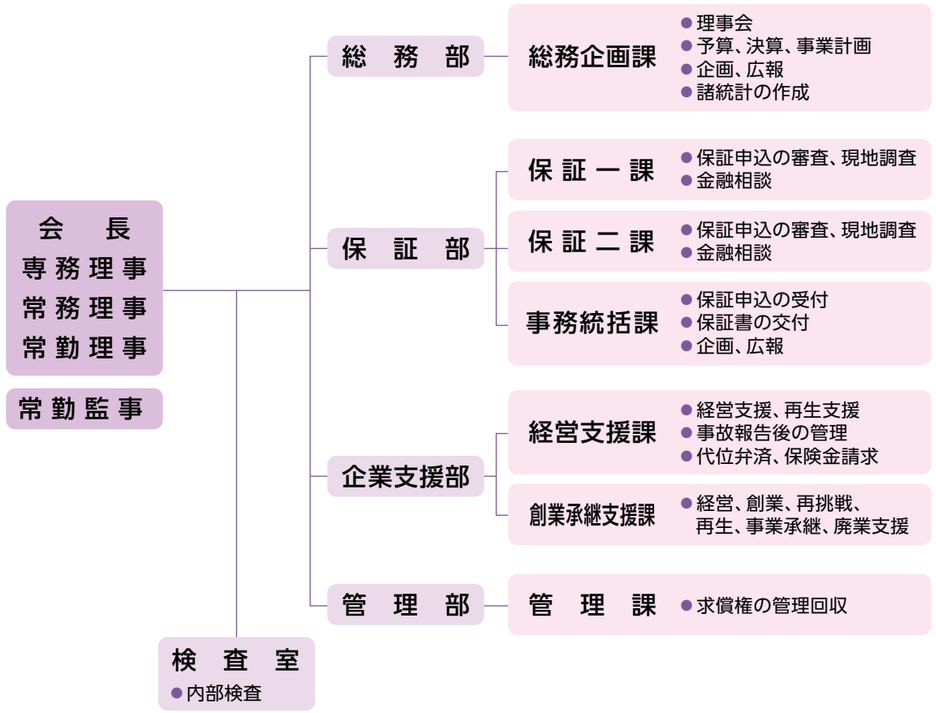
役員一覧

（順序不同敬称略）

役員名	氏　名	公　職
会　長	西原　義一	
専務理事	赤松　健司	
常務理事	岡田　好博	
常勤理事	小川　貴弘	
理　事	吉川　健司	香川県商工労働部長
理　事	有福　哲二	坂出市長
理　事	大山　茂樹	さぬき市長
理　事	上村　一郎	東かがわ市長
理　事	谷川　俊博	香川県町村会会長
理　事	真鍋　洋子	香川県商工会議所連合会副会長
理　事	丹生　兼宏	香川県商工会連合会会長
理　事	古川　康造	香川県中小企業団体中央会会長
理　事	小田　英城	百十四銀行取締役常務執行役員
理　事	田中　一郎	香川銀行常務取締役
理　事	吉田　秀樹	中国銀行執行役員四国地区本部長兼阪神地区本部長
理　事	大橋　和夫	高松信用金庫理事長
理　事	川口　邦明	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	庫本　雅人	
監　事	鍋嶋　明人	公認会計士
監　事	水谷　正裕	前観音寺市民会館顧問
顧　問	稲村　保成	日本銀行高松支店長

（2026年６月11日現在）

組織と事務分掌





KAGAWA GUARANTEE
香川県信用保証協会

TEL 087-851-0061
https://www.kagawa-cgc.com

発行：2026年9月